資料２

トラック･物流Gメンの集中監視月間

令和８年１０月

国土交通省　物流･自動車局

国土交通省

令和８年度　トラック・物流Gメンの集中監視月間（10月・11月）について

国土交通省

■ 集中監視の実施



- ✓ 本年8月に実施した「**違反原因行為等の実態調査**」「**倉庫業者に対する寄託者の振る舞いに係る調査**」等の情報を活用し、違反原因行為の疑いが認められた荷主等に対して、働きかけ、要請又は勧告を実施。
- ✓ 荷主等に対する**周知・協力要請等の荷主パトロール等**を**Ｇメン調査員等の関係機関と連携**し実施中。

＜各地方運輸局等の計画＞
・荷主パトロールによる荷主等への訪問予定件数：約**1,100**件（後述する公正取引委員会地方事務所等、地方経済産業局等、都道府県警察との合同活動を含む）

■ 公正取引委員会・中小企業庁との連携







- ✓ 集中監視月間の開始に合わせ、10月上旬に地方運輸局、公正取引委員会地方事務所等及び地方経済産業局等（以下「地方関係機関」という。）による「**物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議**」を開催し、取適法違反被疑事案に係る**調査手法や執行方針等について意見交換**。
- ✓ 当該会議に併せて、取適法の一層の周知・啓発を図るため、地方関係機関が連携し、荷主等の営業所や物流拠点等を対象とした**合同荷主パトロールの出発式**を実施。
- ✓ 国土交通省において毎月開催しているオンライン説明会について、集中監視月間に合わせた特別企画として、対面会場を設けたハイブリッド形式で開催し、**国土交通省及び公正取引委員会の幹部による講演や特別対談を実施**。

■ 違法な白トラへの運送委託の防止

- ✓ 各**都道府県警察**と連携し、物流センター・卸売市場等において、**違法な「白トラ」への運送委託の防止に向けた周知・啓発を実施**。
- ✓ 関与している疑いが認められた荷主等に対して、要請又は勧告を実施。

＜各地方運輸局等の計画＞
・街頭における周知・啓発活動の実施場所：①高速道路のSA　②中央卸売市場、③道の駅
・周知・啓発活動の訪問先：①建設業団体　②市役所（卸売市場担当）



